

いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

ここで言う「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき「児童生徒に対して、当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」を指します。

具体的には、いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

本基本方針には、「大平東小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1. 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る校内児童指導委員会（定期開催）」と「いじめ認識時の対応に係る委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、職員会議での定期的な情報交換を行うことで全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2. いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

3. いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくい判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的な対応します。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にします。

4. いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思込込むことなく、組織的かつ継続的な対応を図ります。
- いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

5. 本方針の見直しについて

- 本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、定期的に見直しを行うなど、改善を図ります。